2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における建築工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ及び特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す「同種工事」の施工実績を有すること。

・下記１）～３）の施工実績にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。
・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。
・当該実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体有資格業者は、平成４年４月１日以降に、次に掲げる㋐、㋒の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

２）経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成４年４月１日以降に、次に掲げる㋐、㋒の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

３）特定ＪＶの代表者は、平成４年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成４年４月１日以降に、次に掲げる㋑、の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。特定ＪＶの構成員の１社以上が、平成４年４月１日以降に、次に掲げる㋒の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋐　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者に求める「同種工事」は、次の①～③の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）
②　構造　木造
③　工事内容　新築（復原あるいは復元によるものを含む）、増築、移築、改築又は大規模の修繕

ただし、上記①から③までは同一建築物の実績であること。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員に求める「同種工事」は、次の①～③の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）
②　構造　木造又は鉄骨造
③　工事内容　新築（復原あるいは復元によるものを含む）、増築、移築、改築又は大規模の修繕

ただし、上記①から③までは同一建築物の実績であること。

㋒　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。

なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、上記の㋐、㋑、㋒は同一工事である必要はない。

⑹　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

１）配置予定技術者は次に示す①、②のいずれかの資格を保有する者であること。

①　１級建築施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。
②　１級建築士の資格を有する者。

２）平成４年４月１日以降に、下記に示す「同種工事」の施工経験を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記①～③の施工経験にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

当該工事の経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、配置予定技術者が、評価対象期間（平成４年度～令和３年度）に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（評価対象期間）を延長する。（詳細は入札説明書による。）

①　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成４年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。
②　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成４年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。
③　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成４年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、同種工事の経験を求めない。

３）配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。

５）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資